

71. 漕艇章

★ 考査員認定

	考査細目	考査方法	考査のポイント
(1)	水泳章を有すること。	水泳章の 提示	_
(2)	艇の点検、整備の要点を知り、説明できること。	口述または 記述	・整理整頓が重要であること
(3)	オールの使用法を説明できること。	実演	・4種のいずれか1種。
(4)	不意の風浪による転覆の防止法、浸水または転覆 した場合の処置を説明できること。	口述または 記述	・転覆した場合は艇を離れないことが重要であること
(5)	水上における遭難信号を発信できること。	口述または 記述	_
(6)	技能章考査員の立ち会いまたは同乗のもとで、 次のア、イを実施すること。	実演	_
ア	2人乗りまたは3人乗り程度のボートを正しく 漕ぎ、各辺50mの正三角形コースを右回り、左回り で各1巡する。		
1	多少の流水面または海上で、他船、桟橋または 浮標などに防舷物を使わずに横付け及び離脱が できること。さらに、もやい結び、ふた結びを用い て、艇をもやうこと。		
(7)	任意の艇で単独または他の者を伴って、1回5時間 以上の航行を2回以上行い、その巡航日誌、記録 を提出すること。	報告書の 提出	
(8)	自分の経験及び他から学習したことがらに基づき、漕艇上の心得、艇の運用、保管上の注意をまとめ、報告すること。	報告書の 提出	

[※] 水辺・水中・水上の活動については、安全器具(ライフジャケット等) が正しく取り扱えること。